

平成29年度後発医薬品使用促進計画

自治体名 (福祉事務所名)	吉野川市 (吉野川市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成28年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			69.3%	75.0%	55.8%	19.2%
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計) ①患者の意向による。(49.3%) (過去に後発を使用し不都合を生じた、後発の使用に不安を訴えたなど) ②薬局に在庫がなかった。(47.8%) ③後発医薬品がない。(2.3%) ④その他(0.6%) 2. 関係機関への説明の状況 リーフレットを配布済みである。			<対応方針>			
			服薬指導の実施 ・使用促進に向けたリーフレットを配付する。 ・ケースワーカーが家庭訪問するときに、後発医薬品の原則使用について説明			
			関係機関への説明 ・使用促進に向けた協力依頼文書を医療機関及び薬局へ送付する。 ・市医師会に後発医薬品の原則使用について説明し、協力を求めている。			
			薬局における備蓄について ・被保護者からの後発医薬品の調剤希望に対応できるよう、後発医薬品の備蓄向上に向けた協力依頼文書を送付する。			
			その他			
<使用促進が進んでいない原因> ・被保護者の後発医薬品に対する理解が少ない。 ・薬を変更することへの不安が強く、後発医薬品の使用を拒絶する被保護者もいる。 ・薬局に備蓄がない場合がある。			<備考>			

※ 平成29年央までに75%達成を目指すこととされている。